

CoCo バス 運行ガイドライン(案)



令和●年●月

小金井市

はじめに ～策定にあたって～

CoCo バス導入から 20 年を迎える中で、交通状況や市民ニーズの変化、地域課題等を踏まえ、平成30年度から令和 4 年度までの間、コミュニティバス再編事業に着手し、ルート・運賃等の総合的な見直しを進めてまいりました。

この再編事業に合わせ、今後の CoCo バスのあり方を検討する中で、これからの CoCo バスについては、地域の方々が中心となり、バス事業者・市とで問題を共有し、CoCo バスを守り、育てていくことが大切であると考え、「ガイドライン」を定めました。

ガイドラインの検討を行う中で、他市事例などを確認するところ、地域発案により新規又は変更を検討する組織により活発な議論や活動が行われ、地域住民と共にコミュニティバスを運行していることが分かりました。それらを参考に、東町循環については、行政からの呼びかけにより東町地域会議を設置し、自治会や商店街など地域の皆様にご協力いただきルート案を決定するという過程を経ました。生活道路を走行するコミュニティバスは地域の理解と協力あってこそ維持できるもので、地域の皆様と共に検討していくことの必要性を強く認識したところです。

しかしながら、現時点で小金井市にはそのような組織が地域発案で設置されることがなく、地域住民も協働してコミュニティバスを運行維持していくという考え方が浸透している状況ではありません。そこで、まずはコミュニティバスの位置づけとして、地域住民・バス事業者・市の3者がそれぞれの役割を果たしながら継続していくという仕組みを周知し、理解していただき、根付かせていきたいと考えています。

なお、新型コロナウイルス感染拡大により利用者数が減少していますが、生活スタイルの多様化もありこの先も以前の様に戻るとも想定しにくいことから、一定程度、社会情勢の様子を見守る期間を設けた上で、定期的な評価を行う基準指標の数値を設定したいと考えています。

よって、ガイドラインについては段階を踏む形にはなりますが、今回の再編に合わせて策定し、令和7年度までの間はこの仕組みの周知及び浸透に力を入れつつ、新型コロナウイルスによる影響を鑑みながら基準指標の数値を検討する期間としたいと考えています。

このような目的と位置づけのもと、本ガイドラインを策定し公表していますことにご理解をいただき、今後も皆様に利用され、愛される CoCo バスとなるようにご協力をお願いいたします。

本ガイドラインの目的と構成

小金井市のコミュニティバス「CoCo バス」を継続的に運行するためには、地域のことを最も知っている地域の方々が中心となって、問題を共有し、CoCo バスを守り、育てていくことが大切です。

地域住民・バス事業者・市の3者が協力して運行状況を定期的に評価し、利用状況や社会及び市内の環境等の変化に合わせて CoCo バスの在り方を検討していく必要があります。

本ガイドラインは、運行状況の定期的な評価の実施方法と、地域の方々が CoCo バスを改善したいと考えたときの検討方法を示す手引書として作成したものです。

CoCo バスの活用・充実のため、是非このガイドラインをご活用ください。

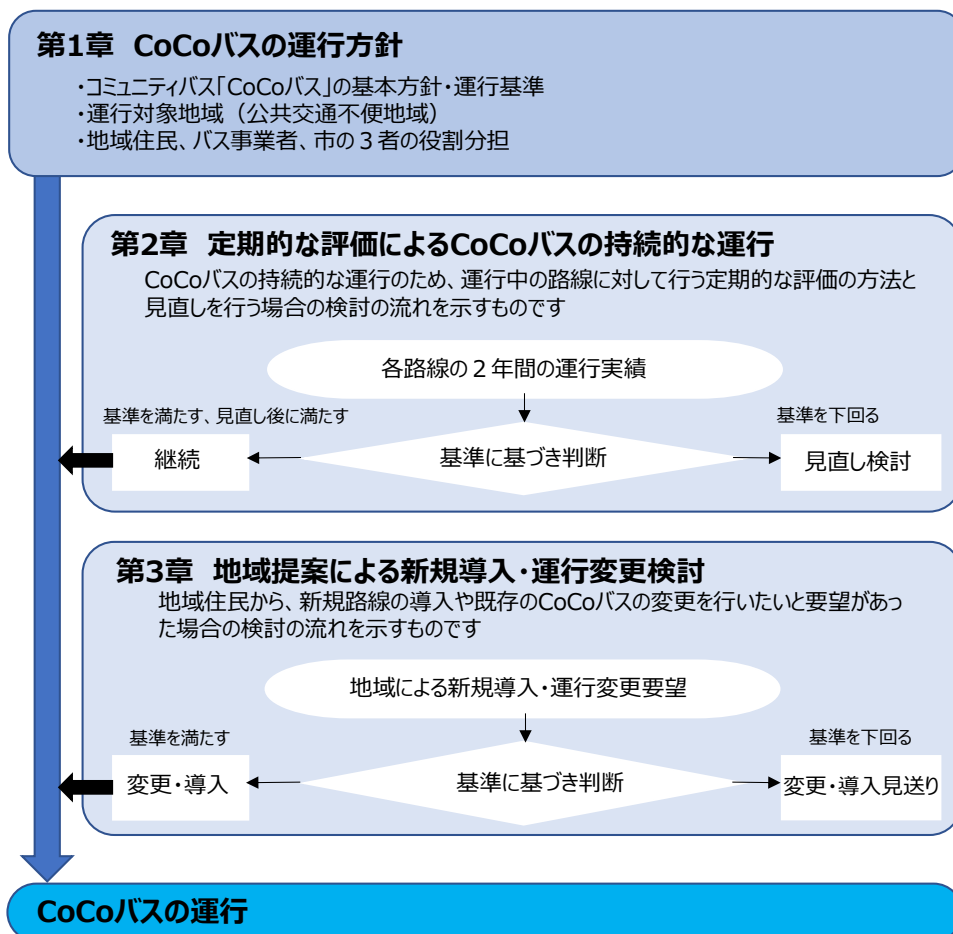


図 ガイドラインの構成

目次

第1章 CoCo バスの運行方針.....	1
1. コミュニティバス(CoCo バス)とは	1
2. CoCo バスの基本方針	2
3. 運行対象地域の考え方	3
4. CoCo バスの運行基準	4
5. 役割分担	6
第2章 定期的な評価による CoCo バスの持続的な運行	7
1. 定期的な評価の実施方針.....	7
2. 見直し検討の基本的な検討の流れ.....	8
3. 見直し検討の具体的な検討手順及び検討内容	9
第3章 地域提案による新規導入・運行変更検討.....	11
1. 基本的な検討の流れ.....	11
2. 具体的な検討手順及び検討内容.....	13
第4章 添付資料	23

第1章 CoCo バスの運行方針

1. コミュニティバス(CoCo バス)とは

本ガイドラインにおけるコミュニティバス※¹とは、小金井市で運行しているコミュニティバス「CoCo バス」を示します。

バス(乗車定員 11 人以上(うち 1 人は運転士))車両を利用した、路線定期運行かつ乗合いでの運行を担います※²。



図 1.1 CoCo バスの車両

- ※¹ 国土交通省では交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画して運行するものと定義しており、小金井市では CoCo バスが該当
- ※² CoCo バスは、道路運送法に定める「一般乗合旅客自動車運送事業(他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業のうち、不特定多数の旅客を運送するバス)」のうち、「路線定期運行(運行ルートを定めて固定ダイヤで運行する)」での運行を行っています。
また、路線バスを補完する公共交通であることから、タクシー(乗車定員 10 人以下)よりも大きな、乗車定員 11 人以上(道路交通法による車両区分のうち、中型自動車以上)の車両を対象とします。

このため、10 人以下の車両を用いる乗合タクシーや、利用者の予約により運行を行うデマンドバス等の運行サービスについては、本ガイドラインでの対象としておりません。

2. CoCo バスの基本方針

小金井市では、平成 30 年度から令和 4 年度の「小金井市コミュニティバス再編事業」において検討した再編基本方針に基づき、再編後の CoCo バスの基本方針を新たに以下のとおり位置づけています。

①路線バスを補完するサービスの提供

- 路線バスを基本とし、CoCo バスが補完することで市内全域の地域公共交通ネットワークを形成する。
- CoCo バスは、公共交通不便地域^{※3}をカバーする。

②交通弱者に配慮したサービスの提供

- 交通弱者^{※4}の移動ニーズに配慮する。

③日常生活に即したサービスの提供

- 市民や利用者からのニーズが高い施設へのアクセス利便性を確保する。
- 複数の施設にできるだけ負担なく移動できるよう、乗り継ぎ利便性を確保する。

④持続可能な運行形態・サービスの提供

- 地域住民・バス事業者・市の3者の役割分担・連携により、一定の基準のもと過度な負担なく持続可能なサービスを提供する。
- より多くの方に利用してもらうため、PR、意識啓発等の利用促進を図る。

※3 路線バスが通っていない、または通っているが運行本数が1日数本程度など、公共交通が不便な地域

※4 高齢者、妊産婦、子ども連れ、障がい者など、自家用車や自転車の利用が制限され、公共交通が主たる移動手段になると想定される方

3. 運行対象地域の考え方

CoCo バスの基本方針を踏まえて、「公共交通不便地域」を含む地域を運行の対象とします。

小金井市での、「公共交通不便地域」の定義は以下のとおりです。

以下の条件をいずれも満たす地域

【鉄道駅】
 武蔵小金井駅・東小金井駅 500m 以遠
 新小金井駅 300m 以遠

【路線バス】
 1日の運行本数が片側 20 便以上の路線バス停留所 300m 以遠

【参考】●年●月時点での公共交通不便地域 **不便地域はバス停も決定後に変更予定**

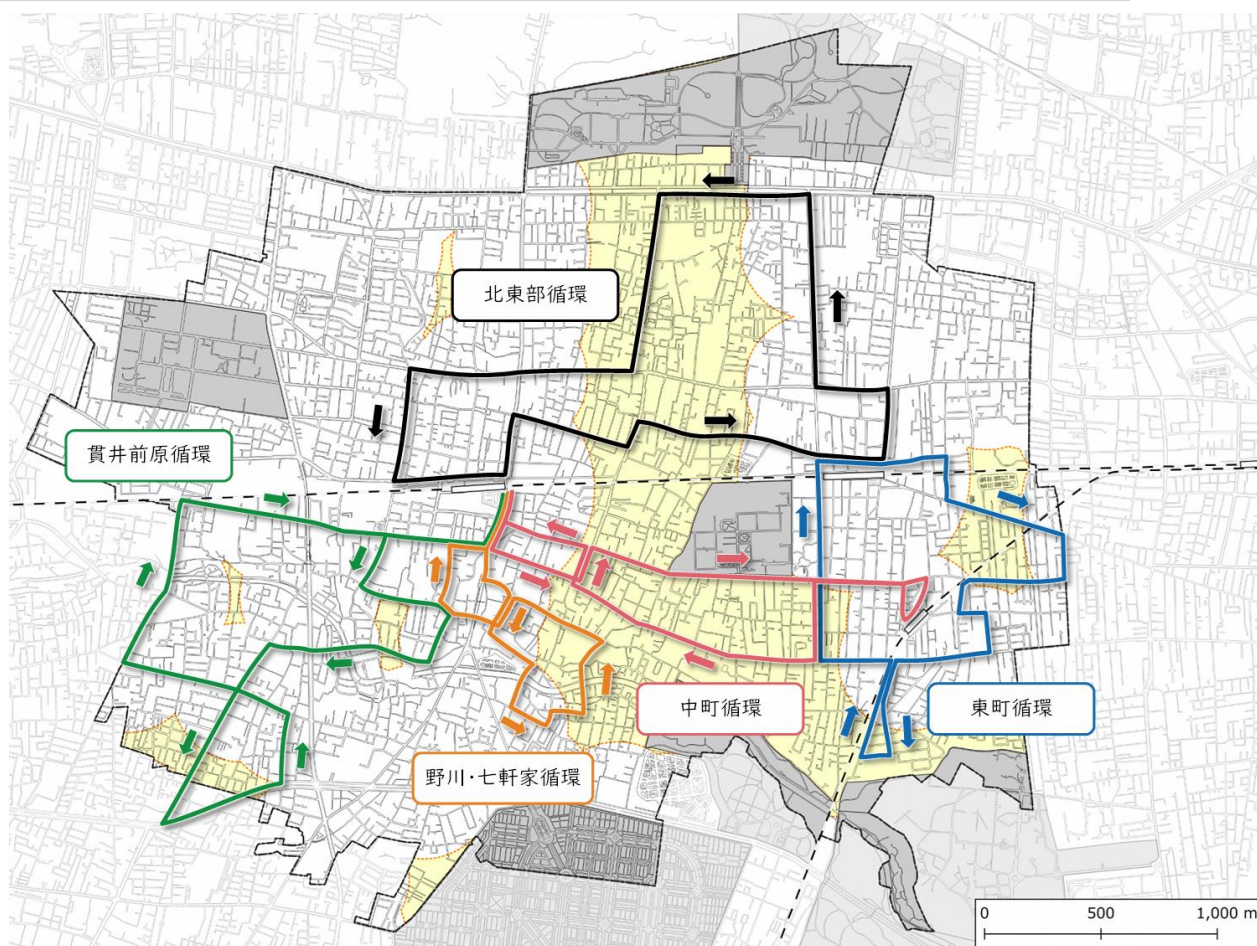


図 1.2 公共交通不便地域

4. CoCo バスの運行基準

持続可能な CoCo バスの運行のため、運行基準は下記の条件を基本とします。

この運行基準は、平成 30 年度から令和 4 年度の「小金井市コミュニティバス再編事業」において、市内の交通状況及び地域のニーズ、バス事業者の状況等を踏まえて設定しています。

第 2 章及び第 3 章では、以下の運行基準に沿った運行を行っているか、また行う見込みがあるかを確認します。

なお、交通管理者(警察)や道路管理者との協議、道路・土地利用状況、近隣住民の意向等も考慮する必要があります。これにより、実際の運行において状況が異なる場合があります。

表 1.1 運行基準

項目	指標	指標の考え方	原則とする運行基準
道路・バス停の条件	道路幅員	運行に必要となる道路幅員	車両制限令に基づき設定
	バス停設置場所	バス停の設置条件	法令等での基準により設定
サービス水準	バス停間の距離	バス停間の距離	概ね200～300m間隔
	運行間隔(頻度)	1時間あたりの運行本数	1時間2便(30分に1本)を最低限確保
	運賃	1回あたりの運賃	路線バスの初乗り運賃と同等
	運行時間帯	始発・終発時間の考え方	9時台～19時台の運行を最低限確保
	運行車両	1台あたりの乗車人数	乗車定員 11 人以上(うち 1 人は運転士)
基準指標※	運行にかかる収支状況 利用者数	・運行経費に対する運賃等の収入の割合 ・1 便当たりの利用者数	(再編後の実績を踏まえて設定)

※定期的な評価に用いる「運行継続基準」と、地域提案による新規導入・運行変更検討に用いる「実証運行の実施要件」「本格運行への移行要件」にて設定

※基準指標に関する今後の検討予定

令和 5 年度に運行ルートの再編を予定している路線は、利用が定着するまでに一定の期間が必要と考えます。また新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、基準として設定する指標の数値については再確認が必要となる可能性があります。

そのため、現時点では、定期的な評価や検討の流れのみ定めることとし、第 2 章で示す「運行継続基準」、第 3 章で示す「実証運行の実施要件」及び「本格運行への移行要件」として定める運行にかかる収支状況などの具体的な数値については、再編後 2 年が経過したのち、以下のスケジュールで設定することとします。

なお、CoCo バスと CoCo バス・ミニでは車両特性が異なることから、基準指標の数値は別々に設定することとします。

表 1.2 基準指標

項目			基準指標	基準指標の考え方	基準指標の数値
第 2 章 定期的な 評価	運行継続基準	定期的な評価における運行を継続する基準	<ul style="list-style-type: none"> •運行にかかる収支状況 •利用者数 	<ul style="list-style-type: none"> •運行経費に対する運賃等※の収入の割合 •1 便当たりの利用者数 	<ul style="list-style-type: none"> ●% ●人/便 (再編後の実績を踏まえて設定)
第 3 章 地域提案	実証運行の実施要件	地域提案内容の需要予測の結果、実証運行を実施する基準			
	本格運行への移行要件	実証運行から本格運行に移行する基準			

※基準指標で用いる運行経費とは、運転士等の人件費、燃料費、車両修繕費、自動車税、保険料、一般管理費等の日々の運行に必要な維持費とし、車両償却費などの初期導入費やガードマンの人件費は含まない

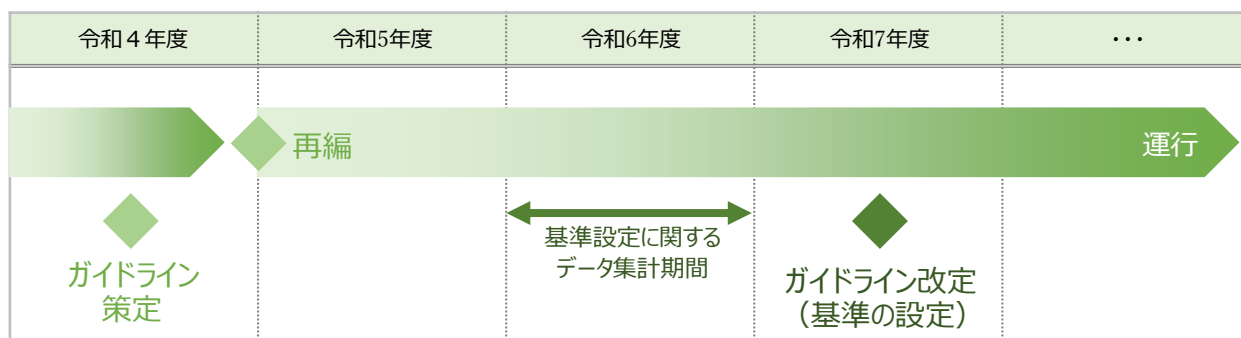


図 1.3 ガイドラインの見直しスケジュール

5. 役割分担

再編後の CoCo バスが、地域と心の通うバスとして愛着をもっていただき、継続的に運行するためには、基本方針④に基づき、地域住民・バス事業者・市が一体となって取り組んでいく必要があります。

以下の図のとおり、地域住民・バス事業者・市の3者それぞれが役割を担い、CoCo バスがより良い運行となるよう、どこを走行したら、どんな工夫をしたらみんなが乗るバスになるか、などを念頭に置いて、協働することが重要です。

地域住民

地域のことを最も知っている住民の方々が中心となって考え、積極的に利用し、育てることが大切です。また、適切な運賃を負担します。

バス事業者

安全な運行サービスを提供することが重要です。また、専門的知見を活かし、検討に対する助言及び利用状況や運行収支の把握を行います。

市

運行に係る経費について、財政的な支援を行います。また、CoCo バス運行事業が継続できるよう、定期的な評価を行い、地域住民と共に取組・検討を行います。

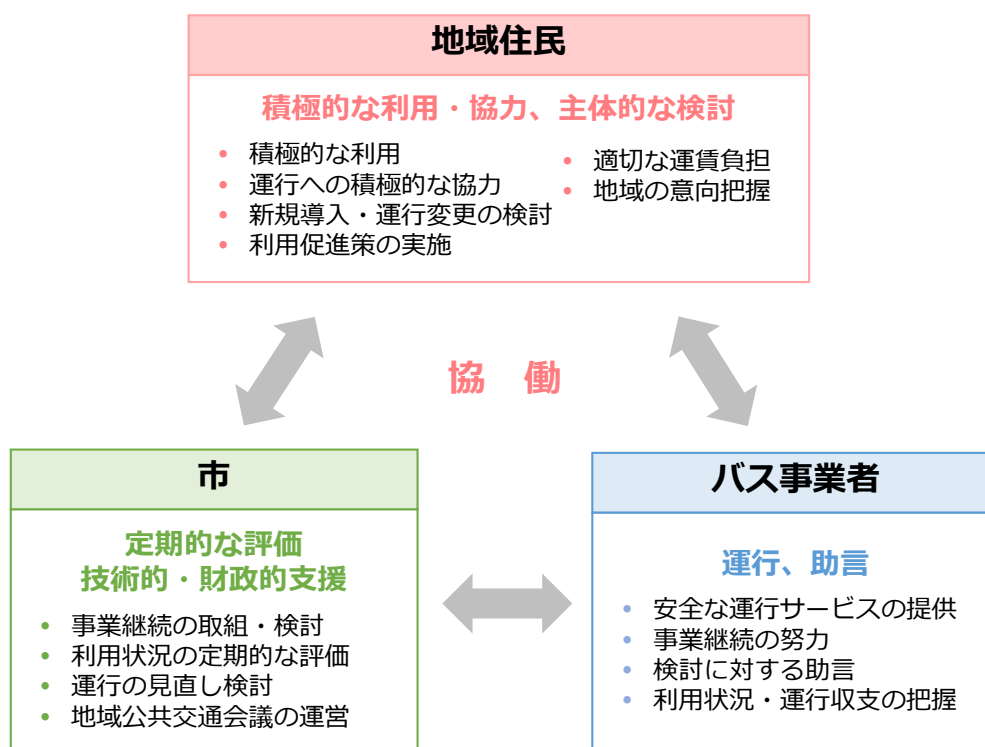


図 1.4 役割分担

第2章 定期的な評価による CoCo バスの持続的な運行

1. 定期的な評価の実施方針

社会情勢や市内の交通状況及び地域のニーズの変化によっては、利用者数の減少、運行経費の増大などにより、市の負担が大きくなる可能性があります。そのため、CoCo バスの持続的な運行に向けて運行の見直しを検討する際の基準、地域住民や利用者の方が利用状況を把握しより利用を促進するための基準として「運行継続基準」を設定し、運行実績を基に運行状況の定期的な評価を行い、変化に即した運行の見直し(改善・廃止)を判断します。

具体的には、定期的な評価の結果、運行の実績が 2 年連続で運行継続基準を下回った場合には、地域公共交通会議^{※5} で確認の上で、見直しの検討を行います。見直しの検討に関しては、次頁以降で詳述します。

表 2.1 評価結果と対応ケース

		2つの指標が運行継続基準を上回るか		次年度の対応
		1年目	2年目	
Case1	毎年の評価で運行継続基準を上回る場合	○	○	定期的な評価を継続
Case2	前年度に運行継続基準を下回ったが、今年度の評価で運行継続基準を上回る場合	×	○	
Case3	前年度に運行継続基準を上回ったが、今年度の評価で運行継続基準を下回る場合	○	×	次年度×の場合、見直しの検討へ
Case4	2年連続で運行継続基準を下回る場合	×	×	見直しの検討へ

なお、評価期間である 2 年間で待たず早急な対応が必要となるような変化等が生じた場合は、別途、適切なタイミングで見直しの検討を行う必要があります。

※5 道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する会議(構成員:市町村・学識経験者・運送事業者・住民等・運輸局・事業者の運転者組織・道路管理者・警察・その他)

2. 見直し検討の基本的な検討の流れ

定期的な評価の結果、2年連続で「運行継続基準」を下回った場合は、地域公共交通会議で報告・協議しながら以下の手順で検討します。

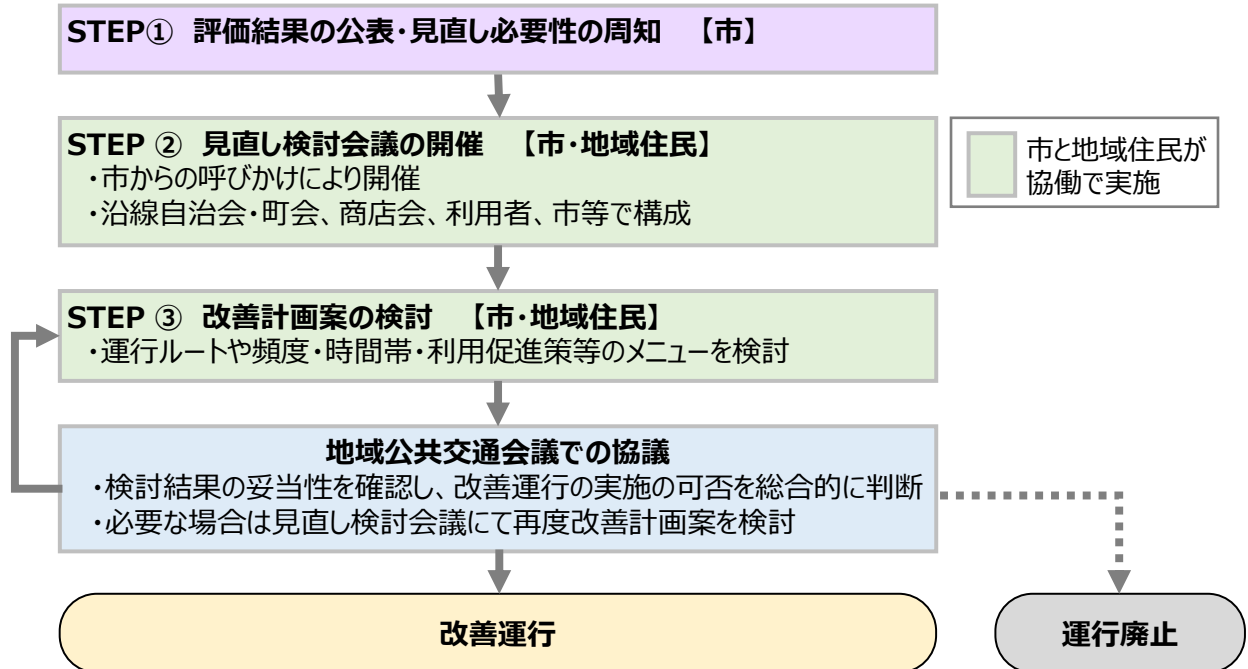


図 2.1 見直しの基本的な検討の流れ

3. 見直し検討の具体的な検討手順及び検討内容

3.1 評価結果の公表・見直し必要性の周知 【STEP①】

- ・市は、定期的な評価の結果を公表し、地域の方々が普段利用している路線や自宅の近くを運行している路線等について、見直しの必要性を周知します。

3.2 見直し検討会議の開催 【STEP②】

- ・市は、検討対象となる路線の沿線自治会・町会等への呼びかけ、公募などにより、運行改善の検討を行う見直し検討会議を開催します。
- ・なお構成員は、沿線自治会・町会や商店会の代表者、利用者、市等とします。
- ・市は、沿線自治会・町会等、及び地域公共交通会議へ、見直し検討会議の設立を報告します。

3.3 改善計画案の検討 【STEP③】

- ・見直し検討会議は、地域のニーズや運行課題を把握して、どのような運行改善が必要か検討します。
- ・なお検討を進めていく際は、P2 に示す”CoCo バスの基本方針”を前提として、P4 に示す”CoCoバスの運行基準”を考慮する必要があります。
- ・P10 に示す”地域公共交通会議での協議“にて改善計画案が差し戻された場合、適宜地域公共交通会議から助言を受けながら再度検討を行います。

表 2.2 改善メニューと具体的な方策の例

改善メニュー	具体的な方策(例)
運行ルートの見直し	ニーズの高いエリア・施設を経由する
バス停設置場所の見直し	ニーズの高い施設の近くにバス停を増設・移設する
運行間隔(頻度)の見直し	需要に応じて運行頻度を増やす／減らす
運行時間帯の見直し	既存公共交通との乗り継ぎダイヤを調整する／利用が多い時間帯のみの運行とする
運行日の見直し	利用が多い曜日(平日／休日)のみの運行とする
運行車両の変更	需要に応じて乗車定員を増やす／減らす
利用促進策の実施	沿線自治会・町会等と共同でイベント等を開催する

3.4 地域公共交通会議での協議

- ・市は、関係機関との調整を行った上で、見直し検討会議での検討結果を地域公共交通会議に提出します。
- ・地域公共交通会議は、見直し検討会議での検討結果について、関係者間の協議により妥当性を確認し、改善運行の実施の可否を総合的に判断します。
- ・関係者間の協議により、検討が不十分と判断された場合は、地域公共交通会議から改善計画案が差し戻されます。

3.5 見直しの実施

地域公共交通会議では、以下に示す「改善運行」を行うか、「運行廃止」とするかの協議を行います。

(1)改善運行

- ・地域公共交通会議で改善運行の実施が承認された場合、市は、地域住民、バス事業者と協働して必要な準備を行った上で、改善運行を実施します。
- ・改善運行の実施後は、P7 に示す“定期的な評価の実施方針”にもどり、継続して定期的な評価を実施します。

(2)運行廃止

- ・見直し検討会議に沿線自治会・町会等の代表者や利用者等の参加がなかった場合、見直し検討会議にて有効な改善計画案が検討できなかった場合などには、地域公共交通会議の判断により運行を廃止します。
- ・なお、基準指標を経年的に確認したときに、数値が改善傾向にあるなどの場合には、経年変化も踏まえて判断を行います。

第3章 地域提案による新規導入・運行変更検討

1. 基本的な検討の流れ

地域の方々が、新規路線の導入を行いたいと考えた場合や、既存の CoCo バスについて変更を行いたいと考えた場合、地域公共交通会議で報告・協議しながら次頁の手順で検討します。

検討を進めていく際は、P2 に示す”CoCo バスの基本方針”を前提として、P4 に示す“CoCoバスの運行基準”を考慮する必要があります。

本ガイドラインでは、下記に示すような、地域全体に影響があるような提案内容を検討の対象とします。

ただし、これらの他にも特定の理由が地域公共交通会議で認められる場合には、検討を実施することができますので、詳細については市にご相談ください。

- ・運行ルートの見直し
- ・運行日の見直し
- ・運行間隔(頻度)の見直し
- ・運行車両の見直し 等

地域公共交通会議は、基本的に1年に2回開催します。そのため、地域公共交通会議での報告・協議・承認は、検討が進んだ段階で適宜会議に諮ることとします。

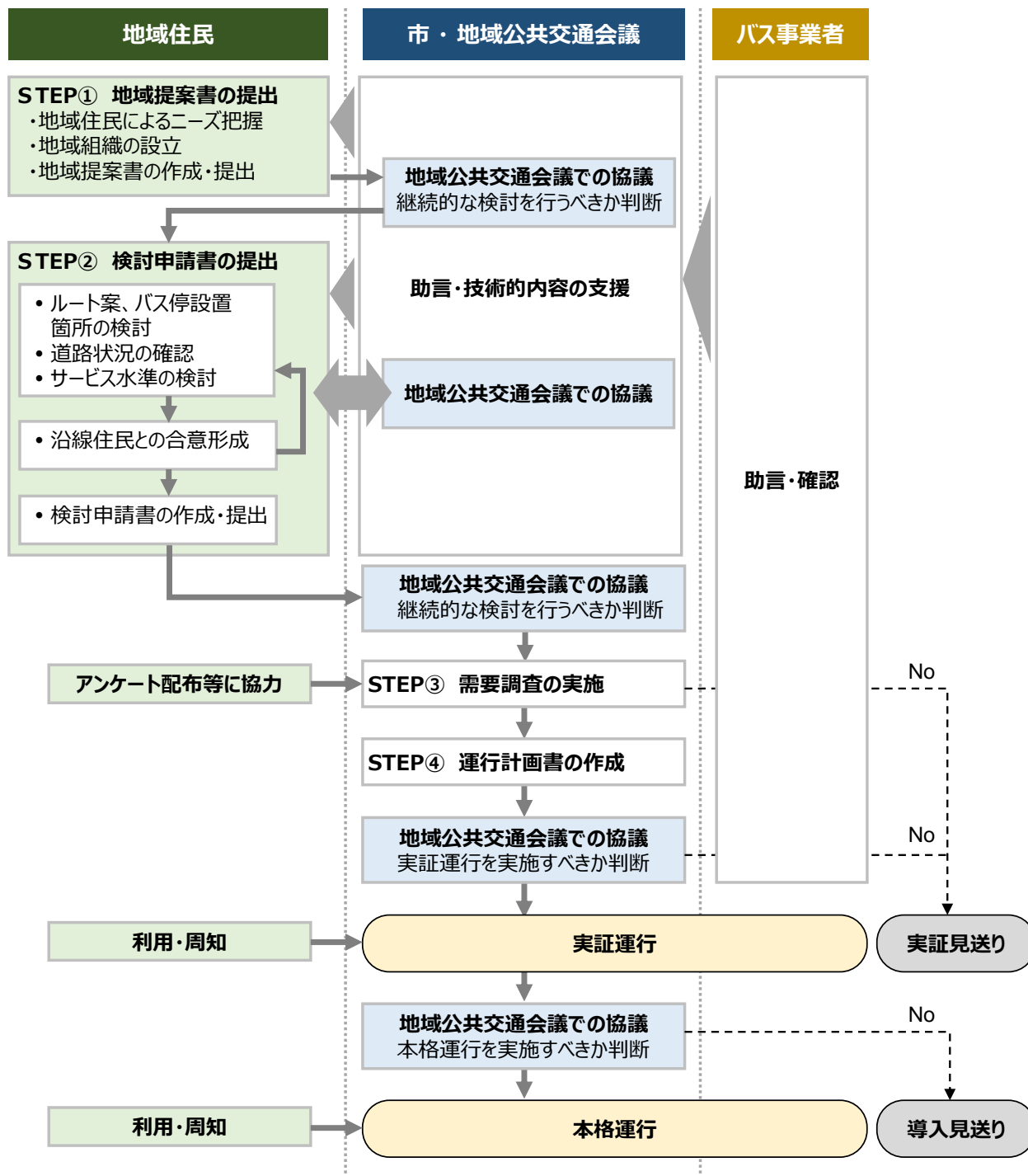


図 3.1 新規導入・運行変更検討の流れ

2. 具体的な検討手順及び検討内容

2.1 地域提案書の提出 【STEP①】

(1)地域によるニーズ把握、市への相談

- 【地域住民】 ・地域のニーズ(沿線自治会・町会等の聞き取り、過去の市への要望等)を確認した上で、検討の対象とする地域が下記に示すチェックポイントを満たすか確認します。
- ・地域のニーズや、検討の進め方について、市に相談します。

<新規導入の場合>

- ・既存の CoCo バスの運行ルートを伸ばしたり、迂回させたりすることで、地域のニーズに対応できる場合がありますので、近くの CoCo バスの状況も確認の上で市に相談してください。

- 【市】 ・地域住民からの相談を受け、適宜助言を行います。

チェックポイント<運行対象地域>

- 検討の対象とする地域が P3 に示す”運行対象地域”である

(2)地域組織の設立

- 【地域住民】 ・下記に示すチェックポイントに従って、地域組織を設立し、代表者を 1 名選任します。

チェックポイント<地域組織の要件>

- 構成員が 5 名以上であり、同一の具体的な意見を持っていること
- 沿線自治会・町会等と連携が取れること
- 地域の代表として運行に向けて積極的に協力し、継続的に活動ができる組織であること
- 市・バス事業者と協働して検討を進めていく意思があること
- 構成員間の連絡体制を構築できること

(3)地域提案書の作成

- 【地域住民】 ・要望する新規導入・運行変更のイメージに沿って、コミュニティバス地域提案書(様式1)(以下「地域提案書」という。)を作成します。
- ・地域提案書の内容は、下記に示すチェックポイントを満たす必要があります。

チェックポイント<地域提案書の考え方>

- 路線バスや既存のCoCoバスの路線と競合しない(大きく平行・重複しない)
- P2 に示す”CoCoバスの基本方針”を考慮している
- P4 に示す“CoCoバスの運行基準”を満たせる見込みがある
- CoCoバス又はCoCoバス・ミニが走行可能な道路条件を満たせる見込みがある

(4)地域提案書の提出

- 【地域住民】 ・地域提案書を市に提出します。
- 【 市 】 ・提出された地域提案書を地域公共交通会議に提出します。

(5)地域公共交通会議での協議

地域公共交通会議は、地域提案書の内容について、関係者間の協議により、継続的な検討を実施すべきかを判断します。

- 【地域住民】 ・地域提案書が承認された場合は、沿線自治会・町会等に、地域組織の設立、及び地域提案書の内容を報告します。

2.2 検討申請書の提出【STEP②】

新規導入の場合は、以下に示すすべての項目について検討が必要となります。運行変更の場合は、想定するメニューに応じて検討を行います。

(1) ルート案の検討

【地域組織】 ・下記に示すチェックポイントに整合したルート案を作成します。

チェックポイント<運行経路の考え方>

- 運行対象地域を運行する
- 一般路線バス網や既存のCoCoバス路線と競合しない
(大きく平行・重複するルートを避ける)
- 路線の起終点で、車両の転回場所を確保できる
- 路線の起終点のいずれかに、運転士が使用できるトイレがある

(2) 道路状況の確認

【地域組織】 ・ルート案上の道路幅員や規制を確認し、下記に示すチェックポイントを満たしているか確認します。

【市】 ・ルート案について、交通管理者(警察)、道路管理者による確認を行います。
・必要に応じて、バス事業者へ支援を仰ぎます。

チェックポイント<道路条件> ※添付資料(2)を参照

- 必要な道路幅員が確保されている
- 勾配、隅切り、見通し等が適している

(3) バス停設置場所の検討

【地域組織】 ・バス停の設置場所を検討し、下記に示すチェックポイントを満たしているか確認します。

・バス停の設置について、土地の所有者や近隣住民等へ説明し、了承を得ます。

【市】 ・バス停の設置場所について、交通管理者(警察)による確認を行います。
・必要に応じて、バス事業者へ支援を仰ぎます。

チェックポイント<道路交通法等の要件> ※添付資料(2)を参照

- 道路標識、交通信号機、交差点、横断歩道、踏切、対面のバス停車位置の前後から30m以上離れている
- 消火標識、消火栓などの消防設備、駐車場の入口の前後から5m以上離れている
- 急な曲がり角等の交通上支障となる場所を避けている

(4)サービス水準の検討

- 【地域組織】 ・運行間隔(頻度)、運行日、運行車両等のサービス水準を検討します。
・その際には、P4 に示す“CoCoバスの運行基準”を考慮します。
- 【市】 ・サービス水準案について、バス事業者の意見を参考にして、適宜助言を行います。

チェックポイント<サービス水準>

- P4 に示す“CoCoバスの運行基準”を考慮している

(5)沿線住民への確認

- 【地域組織】 ・CoCo バスの新規導入や運行変更は、沿線にお住まいの方々や利用者の生活に影響が生じることから、沿線自治会・町会等のすべてに確認をとります。

(6)検討申請書の作成

- 【地域組織】 ・検討結果、及び沿線住民への確認結果について、コミュニティバス検討申請書(様式2)(以下「検討申請書」という。)を作成します。

(7)検討申請書の提出

- 【地域組織】 ・作成した検討申請書を市に提出します。
- 【市】 ・提出された検討申請書の内容を確認し、チェックポイントを満たしているか確認します。
・検討申請書を地域公共交通会議に提出します。

チェックポイント<検討申請書の提出>

- コミュニティバス検討申請書(様式 2)を提出している

(8)地域公共交通会議での協議

地域公共交通会議は、検討申請書の内容について、関係者間の協議により、継続的な検討を実施すべきかを判断します。

<地域公共交通会議で継続的な検討が認められなかった場合>

- ・関係者間の協議により、検討が不十分と判断された場合は、地域公共交通会議から検討申請書が差し戻されます。
- ・検討結果がチェックポイントに整合しているか、確認をとる自治会・町会等の範囲が十分か等、地域公共交通会議での指摘を考慮して、再度検討を実施してください。

2.3 需要調査の実施【STEP③】

地域公共交通会議にて承認を得たコミュニティバス検討申請書の内容をもとに、運行にかかる収支状況・利用者数を試算するため、需要調査を実施します。

需要調査は市が主導で行いますが、地域組織も協働して実施します。

(1) 需要調査の実施

【市】 ・需要を調査するために、運行ルート沿線地域の住民へのアンケート調査等を実施します。

【地域組織】 ・市が実施するアンケート調査等に対して、様々な形で協力します。(アンケート調査票の配布・回収、聞き取り調査への協力など)。

(2) 運行経費及び運賃収入の試算

【市】 ・バス事業者の支援を受け、検討申請書及びアンケート結果等に基づいて運賃収入・運行経費を試算し、運行にかかる収支状況・1 便当たり利用者数を確認します。

(3) 実証運行の実施要件の確認

【市】 ・運行にかかる収支状況・利用者数の見込みを確認し、結果が下記に示すチェックポイントを満たしているかを地域組織と確認します。

チェックポイント<実証運行の実施要件>

- アンケート調査では回収率が30%以上あった
- 検討案に対する賛成が半数以上であった
- 試算した運行にかかる収支状況が●%以上を満たしている
- 試算した利用者数が1 便当たり●人以上を満たしている

<収支の試算結果が実証運行の実施要件を満たさない場合>

・実証運行の実施は見合わせとし、地域提案書及び検討申請書の内容は却下されます。

2.4 運行計画書の作成 【STEP④】

検討申請書を基に、市が運行計画書の作成及び関係機関との調整を行います。運行計画書は公共交通会議に諮り、実証運行の可否を判断します。

(1)運行計画書の作成

- 【 市 】 ・検討申請書を基に、コミュニティバス運行計画書(様式 3)(以下「運行計画書」という。)を作成します。
- ・運行ルートに関しては、市が関係機関と協議を行い、安全性の確認を行います。確認の結果、安全性の確保が必要な箇所については、地域組織・バス事業者・市が連携して交通安全対策を実施します。

チェックポイント<関係機関との調整>

- 道路幅員・道路形状・交通規制(運行に関する了解、改良に対する見通し)
- バス停の新設(沿線住民の理解が得られている)
- 既存の公共バス事業者との調整等(既存の公共交通と重複する場合)

(2)運行計画書の提出

- 【 市 】 ・必要に応じて関係機関との調整を行い、地域公共交通会議へ運行計画書を提出します。

(3)地域公共交通会議での協議

地域公共交通会議は、運行計画書の内容について、関係者間の協議により、実証運行を実施すべきかを判断します。

2.5 実証運行

運行計画書に沿って、2年間の実証運行を行い、本格導入への移行・終了を判断します。この際、地域組織が主体となって、様々な利用促進策を実施します。

(1) 実証運行の準備

- 【市】 ・実証運行についてバス事業者を選定の上で、車両の確保等の運行準備を行います。
 - ・バス停の地先居住者や、駅前広場への進入等の調整など、関係者との調整を行います。
 - ・交通管理者(警察)立合いの下、バス事業者による実車両を用いた最終確認を行い、ルート等を決定します。
- 【バス事業者】 ・市からの依頼により、必要に応じて、車両の調達等を行います(車両の新規調達にかかる期間は、最短でも6ヶ月程度)。
 - ・運行計画書に沿って、国土交通省に実証運行の事業計画の許認可申請を行います。(申請から許認可までの標準処理期間の目安は、約2ヶ月)
- 【地域組織】 ・チラシの配布やポスターの掲示などにより、実証運行を周知します。

チェックポイント<事業計画許可の取得>

- バス事業者によって、実証運行の運行開始日、標準処理期間を踏まえた事業許認可申請が行われていること
- 国土交通省による事業許可を取得していること

(2) 実証運行の実施

- 【市】 ・地域組織、バス事業者と協働して必要な準備を行った上で、実証運行を実施します。
- 【地域組織】 ・地元の足として定着するよう、自らバスを利用します。また、実証運行が行われていることを地域に周知するなど、利用を促進します。
 - ・運行を円滑にするための、バス停周辺の清掃や、運行経路上の違法駐車への注意活動などを、市と連携して行います。
- 【バス事業者】 ・実証運行を実施します。

(3)実証運行中の状況の確認

- 【市】 ・定期的にバス事業者へ利用状況、収支状況を確認し、地域に周知します。
- 【地域組織】 ・利用状況、収支状況を確認し、見込みより低い場合は、地域への周知等の利用促進策の実施により、収支の改善に努めます。
- 【バス事業者】 ・利用状況、運行状況を定期的に市へ提示します。

(4)地域公共交通会議での協議

- 【市】 ・実証運行2年目の運行実績をもとに、運行にかかる収支状況・1便当たり利用者数を計算します。
 - ・実証運行の結果が下記に示すチェックポイントを満たしているかを確認し、地域公共交通会議へ報告します。

<本格運行への移行要件を満たしている場合>

- ・地域公共交通会議にて、実証運行の結果を協議して、本格運行の可否を判断します。

<本格運行への移行要件を満たさない場合>

- ・実証運行終了時点で導入は見送りとなります。
- ・地域公共交通会議では、運行の終了を判断します。

チェックポイント<本格運行への移行要件>

- 実証運行が、ガイドラインに沿って、適切に実施されていること
- 実証運行2年目の運行にかかる収支状況が●%以上を満たすこと
- 実証運行2年目の利用者数が1便当たり●人以上を満たすこと

2.6 本格運行

(1) 本格運行の準備

- 【市】 ・本格運行についてバス事業者と協定を締結します。
 - ・地域、バス事業者と協働して必要な準備を行った上で、本格運行を実施します。
- 【地域組織】 ・本格運行について、地域への周知を行います。
- 【バス事業者】 ・本格運行を実施します。

チェックポイント<事業計画許可の取得>

- バス事業者によって、本格運行の運行開始日、標準処理期間を踏まえた事業許認可申請が行われていること
- 国土交通省による事業許可を取得していること

(2) 本格運行

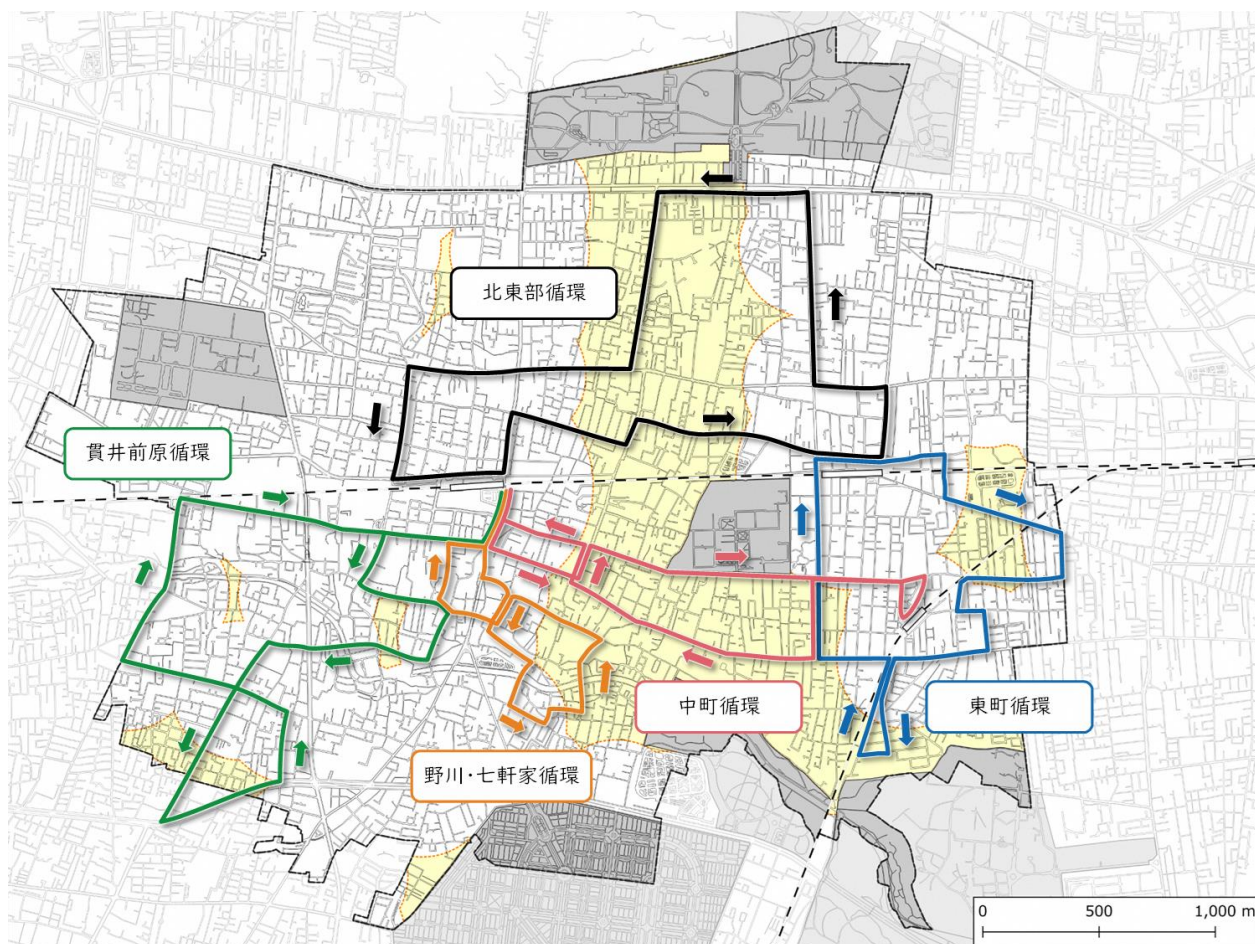
- ・本格運行の実施後は、P7 に示す“定期的な評価の実施方針”により、定期的な評価を実施します。
- ・地域組織を主体とした検討は、ここまでとなります。この後は、積極的に CoCo バスを利用し、育ててくださいますようお願いいたします。

第4章 添付資料

- (1)運行対象地域
- (2)CoCo バスの運行に必要な道路条件(抜粋)
- (3)チェックポイント一覧
- (4)申請書類(様式1～3)
- (5)需要調査アンケート票(イメージ)

(1)運行対象地域

再編ルート決定後(バス停含む)最後に更新
 CoCo バスを含まない(路線バスのみ)の不便地域図も掲載



(2) CoCo バスの運行に必要な道路条件(抜粋)

◆ 車両制限令(チェックポイント)

CoCo バスが運行できる道路の幅員は車両制限令で定められており、新たに運行する道路では原則として以下の幅員を満たす必要があります。

あわせて、スクールゾーン等の交通規制を確認するとともに、勾配・見通し等の道路形状、交差点形状等を踏まえ、現地調査や実車走行を通じて交通管理者(警察)・道路管理者等との協議により許可を得る必要があります。

① CoCo バス(車幅 2.08mの場合)

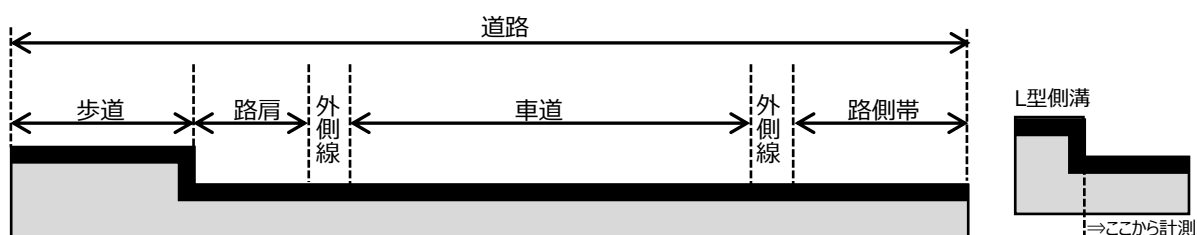
	相互通行	一方通行
路側帯(白線)が両側にあり	<ul style="list-style-type: none"> ● 車道 = 4.66m 車両幅(2.08m)×2+0.5m ● 道路全幅員 = 6.16m 車道(4.66m)+路側帯(0.75m)×2 	<ul style="list-style-type: none"> ● 車道 = 2.58m 車両幅(2.08m)+0.5m ● 道路全幅員 = 4.08m 車道(2.58m)+路側帯(0.75m)×2
路側帯(白線)が片側のみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 車道 = 5.16m 車両幅(2.08m)×2+0.5m+路肩(0.5m) ● 道路全幅員 = 5.91m 車道(5.16m)+路側帯(0.75m) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 車道 = 3.08m 車両幅(2.08m)+0.5m+路肩(0.5m) ● 道路全幅員 = 3.83m 車道(3.08m)+路側帯(0.75m)
路側帯(外側線)がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 車道 = 5.66m 車両幅(2.08m)×2+0.5m+路肩(0.5m)×2 ● 道路全幅員 = 5.66m 	<ul style="list-style-type: none"> ● 車道 = 3.58m 車両幅(2.08m)+0.5m+路肩(0.5m)×2 ● 道路全幅員 = 3.58m

②CoCo バス・ミニ

	相互通行	一方通行
路側帯 (白線)が 両側にあり	<ul style="list-style-type: none"> ●車道=4.26m 車両幅(1.88m)×2+0.5m ●道路全幅員=5.76m 車道(4.26m)+路側帯(0.75m)×2 	<ul style="list-style-type: none"> ●車道=2.38m 車両幅(1.88m)+0.5m ●道路全幅員=3.88m 車道(2.38m)+路側帯(0.75m)×2
路側帯 (白線)が 片側のみ	<ul style="list-style-type: none"> ●車道=4.76m 車両幅(1.88m)×2+0.5m+路肩(0.5m) ●道路全幅員=5.51m 車道(4.76m)+路側帯(0.75m) 	<ul style="list-style-type: none"> ●車道=2.88m 車両幅(1.88m)+0.5m+路肩(0.5m) ●道路全幅員=3.63m 車道(2.88m)+路側帯(0.75m)
路側帯 (外側線)が ない場合	<ul style="list-style-type: none"> ●車道=5.26m 車両幅(1.88m)×2+0.5m+路肩(0.5m)×2 ●道路全幅員=5.26m 	<ul style="list-style-type: none"> ●車道=3.38m 両幅(1.88m)+0.5m+路肩(0.5m)×2 ●道路全幅員=3.38m

●用語説明

- ・路側帯:車道の白線の外側、幅は0.75m以上必要(L型側溝の場合0.85m以上)
- ・外側線:路側帯と同様の白線であるが、白線の外側が路肩の場合
- ・路 肩:白線の外側の幅が0.75m未満の場所

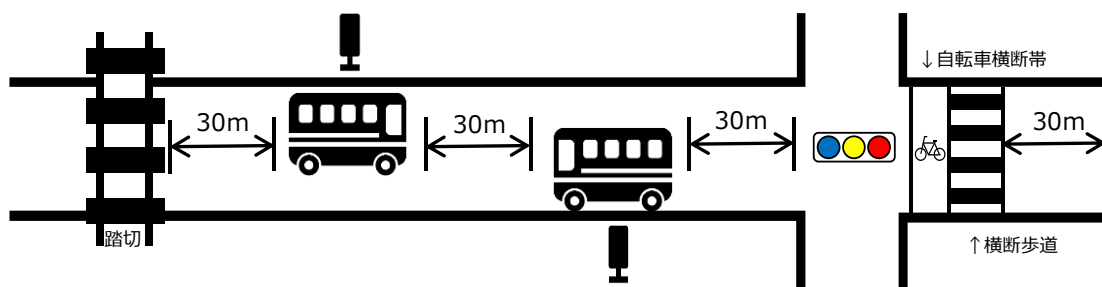


◆ 道路交通法等規制（チェックポイント）

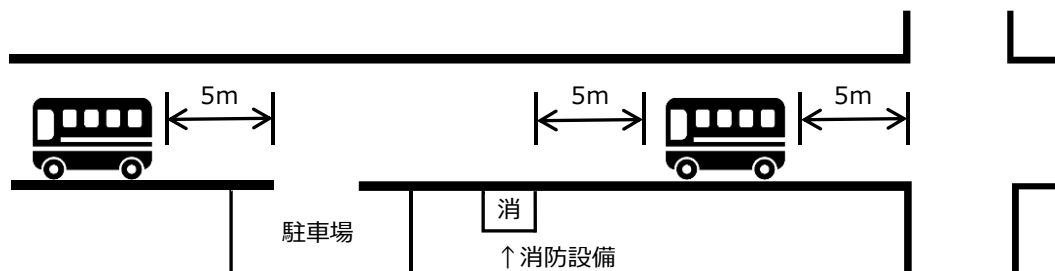
バス停留所(停留所標識)設置に当たっては、以下の基準を原則としつつ、交通量や安全性等の実態を踏まえ、交通管理者(警察)・道路管理者・土地所有者・周辺住民等との協議により許可を得る必要があります。

- 原則として、道路標識、交通信号機、交差点、横断歩道、踏切、対面のバス停車位置の前後から停車するバス車両の前後までを 30m以上離します。消火標識、消火栓などの消防設備、駐車場の入口の前後から 5m以上離します。また、急な曲がり角等の交通上支障となる場所は避けます。
- バス停留所標識は、原則として、道路方向に並行して設置します。
- 複数の路線バスが運行する同じ場所のバス停留所については、可能な限り標識を統合します。

①30m以上離す要件



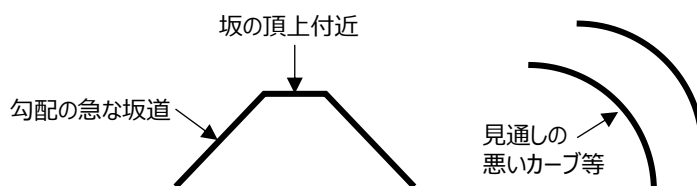
②5m以上離す要件



③その他の要件

バス停留所は、できるだけ信号を越えた先、右左折後に設置します。

バスが停留所に停車した際、追い越し車両による交通事故の可能性を考慮し、次のような場所には、設置できません。



(3)チェックポイント一覧

項目		内容
2.1 地域提案書の提出	運行対象地域	<input type="checkbox"/> 検討の対象とする地域が P3 に示す“運行対象地域”である
	地域組織の要件	<input type="checkbox"/> 構成員が 5 名以上であり、同一の具体的な意見を持っていること <input type="checkbox"/> 沿線自治会・町会等と連携が取れること <input type="checkbox"/> 地域の代表として運行に向けて協力し、継続的に活動ができる組織であること <input type="checkbox"/> 市・バス事業者と協働して検討を進めていく意思があること <input type="checkbox"/> 構成員間の連絡体制を構築できること
	地域提案書の考え方	<input type="checkbox"/> 路線バスや既存の CoCo バスの路線と競合しない(大きく平行・重複しない) <input type="checkbox"/> P2 に示す“CoCo バスの基本方針”を考慮している <input type="checkbox"/> P4 に示す“CoCo バスの運行基準”を満たせる見込みがある <input type="checkbox"/> CoCo バス又は CoCo バス・ミニが走行可能な道路条件を満たせる見込みがある
2.2 検討申請書の提出	運行経路の考え方	<input type="checkbox"/> 運行対象地域を運行する <input type="checkbox"/> 一般路線バス網や既存の CoCo バス路線と競合しない(大きく平行・重複するルートを避ける) <input type="checkbox"/> 路線の起終点で、車両の転回場所を確保できる <input type="checkbox"/> 路線の起終点のいずれかに、運転士が使用できるトイレがある
	道路条件	<input type="checkbox"/> 必要な道路幅員が確保されている <input type="checkbox"/> 勾配、隅切り、見通し等が適している
	道路交通法等の要件	<input type="checkbox"/> 道路標識、交通信号機、交差点、横断歩道、踏切、対面のバス停車位置の前後から 30m 以上離れている <input type="checkbox"/> 消火標識、消火栓の消防設備、駐車場の入口の前後から 5m 以上離れている <input type="checkbox"/> 急な曲がり角等の交通上支障となる場所を避けている
	サービス水準	<input type="checkbox"/> P4 に示す“CoCo バスの運行基準”を考慮している
	検討申請書の提出	<input type="checkbox"/> コミュニティバス検討申請書(様式 2)を提出している

	項目	内容
2.3 需要調査 の実施	実証運行の実施要件	<input type="checkbox"/> アンケート調査では回収率が30%以上あった <input type="checkbox"/> 検討案に対する賛成が半数以上であった <input type="checkbox"/> 試算した運行にかかる収支状況が●%以上を満たしている <input type="checkbox"/> 試算した利用者数が1便当たり●人以上を満たしている
2.4 運行計画 書の作成	関係機関との調整	<input type="checkbox"/> 道路幅員・道路形状・交通規制 (運行に関する了解、改良に対する見通し) <input type="checkbox"/> バス停の新設(沿線住民の理解が得られている) <input type="checkbox"/> 既存の公共バス事業者との調整等 (既存の公共交通と重複する場合)
2.5 実証運行	事業計画許可の取得	<input type="checkbox"/> バス事業者によって、実証運行の運行開始日、標準処理期間を踏まえた事業許認可申請がおこなわれていること <input type="checkbox"/> 国土交通省による事業認可を取得していること
	本格運行への移行案件	<input type="checkbox"/> 実証運行が、ガイドラインに沿って、適正に実施されていること <input type="checkbox"/> 実証運行2年目の運行にかかる収支状況が●%以上を満たすこと <input type="checkbox"/> 実証運行2年目の利用者数が1便当たり●人以上を満たすこと
2.6 本格運行	事業計画許可の取得	<input type="checkbox"/> バス事業者によって、本格運行の運行開始日、準備処理期間を踏まえた事業許認可申請が行われていること <input type="checkbox"/> 国土交通省による事業認可を取得していること

(4)申請書類(様式1~3)

(様式1)

年 月 日

(宛先)小金井市長

コミュニティバス地域提案書

下記のとおり申請します。

地域組織				
地域組織名				
代表者氏名	(ふりがな)			㊟
代表者 連絡先	住所	〒 —		
	電話番号		FAX番号	
	E-MAIL	@		
構成員氏名 ※代表者の他 4名以上 (別添も可能)	(ふりがな)		(ふりがな)	
	(ふりがな)		(ふりがな)	
	(ふりがな)		(ふりがな)	
沿線自治会・ 町会等との連携	<input type="checkbox"/> 連携を取りながら検討を行うことに同意する 連携方法:			
継続的な 検討の可否	<input type="checkbox"/> 運行開始に至るまで、継続的な検討に積極的に協力することに同意する			
提案内容				
提案の理由				
提案の分類	<input type="checkbox"/> 新規導入		<input type="checkbox"/> 運行変更	
運行内容	運行間隔	便/時	運行日	
	運行距離	約 km	所要時間	分/便
	運行車両	<input type="checkbox"/> CoCoバス		<input type="checkbox"/> CoCoバス・ミニ

提案内容	
<p>具体的な内容 (運行ルート案やバス停設置位置等)</p>	<p>別添も可能</p>

(様式2)

年 月 日

(宛先)小金井市長

コミュニティバス検討申請書

下記のとおり申請します。

地域組織名				
代表者氏名	(ふりがな)			㊟
沿線自治会・町会等への確認状況	<input type="checkbox"/> 沿線自治会・町会等へ確認をとった 確認先の名称:			
運行内容	運行間隔	便/時	運行日	
	運行距離	約 km	所要時間	分/便
	起点名称		終点名称	
	運行時間帯	時台 ~ 時台		
	運行車両	<input type="checkbox"/> CoCoバス	<input type="checkbox"/> CoCoバス・ミニ	
運行ルート案 ・ バス停の位置	別添も可能			

(様式3)

年 月 日

(宛先)小金井市長

コミュニティバス運行計画書

運行地域				
実証運行期間	年 月 日 ~		年 月 日	
運行内容	運行間隔	便/時	運行日	
	運行距離	約 km	所要時間	分/便
	起点名称		終点名称	
	運行時間帯	時台 ~ 時台		
	運行車両	<input type="checkbox"/> CoCo バス <input type="checkbox"/> CoCo バス・ミニ		
需要調査結果	回収率	%	賛成割合	%
	運行にかかる収支状況	%	1便当たり利用者数	人/便
運行ルート案 ・ バス停の位置	別添も可能			

(5) 需要調査アンケート票 (イメージ)

問1 あなた自身についてお伺いします。

- (1) 性別 1. 男性 2. 女性 3. 回答しない
- (2) 年齢 1. 19歳以下 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代
 5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳代 8. 80歳以上
- (3) 住所 小金井市(_____)町(_____)丁目
- (4) 自動車運転免許の保有 1. 現在保有している
 2. 以前持っていたが、現在は保有していない
 3. 一度も保有したことはない

問2 CoCo バスの利用意向についてお伺いします。

- (5) 現在、どのくらいの頻度で CoCo バスを利用していますか。
 1. 週に _____ 日、または、月に _____ 日程度利用している
 2. ほとんど利用していない

別紙の「CoCo バスに関する検討(案)」をご覧になりながらお答えください。

- (6) 別紙の内容の運行に賛成ですか、反対ですか。
 1. 賛成 2. 反対 3. わからない
- (7) 別紙の内容で運行された場合、あなたの CoCo バスの利用頻度は変わるとお考えですか。
 1. 利用が増えると思う }
 →週に _____ 日、または、月に _____ 日程度利用すると思う } (8)へ
 2. 現在と変わらず利用すると思う }
 3. 現在より利用が減ると思う } (9)へ
 4. 現在と変わらず利用しないと思う }
 5. わからない →問3へ
- (8) (7)で1または2と回答した方は、どのような目的で利用すると思いますか。
 あてはまるものすべてに○をつけてください。
 1. 通勤 2. 業務(商談、納品) 3. 通学(塾を含む) 4. 買い物
 5. 通院 6. レジャー・娯楽 7. その他()
- (9) (7)で3または4と回答した方は、その理由をお答えください。
 あてはまるものすべてに○をつけてください。
 1. 運行ルートが合わない 2. 運行間隔(頻度)が合わない
 3. 運行日が合わない 4. 運行車両が合わない
 5. その他()

問3 その他ご意見がございましたらご記入ください。

